げんまい新聞

第41号　日々の在宅医療介護に役立つ知恵と情報をお届けします

製作者
玄米
クリニック
西原町翁長834
トムズビル2階
☎098-944-6663

「いざという時」の強い味方！『特別訪問看護指示書』ってなに？

ご家族の介護をしていると、「急に熱が出た」「なんとなく元気がなく、食事がとれない」といった急な体調の変化に不安を感じることはありませんか？
普段は週に数回の訪問看護で足りていても、いざという時には「もっと頻繁に見にきてほしい」と思うのが家族の心情です。そんな緊急時に頼りになるのが、今回解説する「特別訪問看護指示書（とくべつほうもんかんごしじしょ）」です。

少し難しい名前ですが、簡単に言えば「期間限定で、看護師さんが毎日家に来てくれるようになる『緊急チケット』」のようなものです。
ご家族が安心して在宅療養を続けるための大切な仕組みについて、わかりやすく解説します。

1. 普段の訪問看護と何が違うの？

介護保険を使って訪問看護を利用している場合、通常はケアプラン（介護の計画書）に基づいて、週に1～3回程度、決まった曜日に看護師さんが来ることが一般的です。
しかし、「特別訪問看護指示書」が医師から出されると、ルールが一時的に切り替わります。

- 回数制限が解除される: 週3回などの制限がなくなり、毎日（週7日）訪問できるようになります。
- 1日に何度も来てもらえる: 必要であれば、1日に複数回（例：朝と夜）訪問してもらうことも可能です。
- 保険が切り替わる: 一時的に「介護保険」から「医療保険」の利用に切り替わります（手続きは事業所が行います）。

つまり、「集中的に手厚いケアが必要な期間だけ、特別にたくさん訪問しますよ」という許可証なのです。

2. どんな時に使われるの？

では、具体的にどんな場面でこの指示書が登場するのでしょうか。よくあるケースは以下の3つです。

① 急性増悪（急に具合が悪くなった時）

- 肺炎をおこして高熱が出た。
- 脱水症状で点滴が必要になった。
- 最期まで家で過ごしたいが、状態が不安定になった。

② 真皮を超える褥瘡（深い床ずれ）の処置

- 深い床ずれができてしまい、毎日の処置やガーゼ交換が必要になった場合。

③ 退院直後などで頻回なケアが必要な時

- 病院から退院してきたばかりで、医療器具（点滴やカテーテルなど）の管理に不安がある場合など。

3. 「特別指示書」の3つの重要ポイント

ご家族に知っておいていただきたいポイントが3つあります。

ポイント①：有効期間は「原則14日間」

この特別ルールが使えるのは、月に1回、最長で14日間までと決まっています。
（※「真皮を超える褥瘡」や「気管カニューレを使用している」など、特定の条件に当てはまる場合は月に2回まで使えることもありますが、基本は2週間と考えてください。）

ポイント②：費用が変わる可能性がある

この期間中は「医療保険」が適用されます。

- 75歳以上の方など: 基本的に1割負担（現役並み所得者は3割）
- 75歳未満の方: 3割負担
- 介護保険の限度額（単位数）とは別枠になるため、介護サービスの枠を気にせずに使えるメリットがありますが、負担割合によっては普段より費用が変わることもあります。

ポイント③：医師の診察が必要

この指示書を出してもらうには、主治医の診察（往診や通院）が必要です。「看護師さんが必要だと判断した」だけでは発行できず、必ず医師が「医学的に必要だ」と判断しなければなりません。

まとめ：不安なときはすぐに相談を

「特別訪問看護指示書」は、ご本人にとっても、介護するご家族にとっても、「いざという時に守ってくれるお守り」のような制度です。
「いつもより様子がおかしいな」「家で看病できるか不安だな」と感じたら、早めにケアマネジャーや訪問看護師、または主治医に相談してください。
この制度を上手に使うことで、入院せずに住み慣れた自宅で回復を目指したり、最期の時間を穏やかに過ごしたりすることが可能になります。